

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年七月二十六日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

奈良県教育委員会規則第三号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「二年」を「一年以上の期間で校長が定める期間」に改める。

別表第一奈良県立奈良商工高等学校の項中「機械、ビジネス」を「工業、商業」に改め、同表奈良県立山辺高等学校の項を次のように改める。

奈良県立山辺高等学校	奈良市都祁友田町 九三七	全日制	普通、生物科学探究、自立 支援農業
		定時制 通信制	農業、家政 普通

別表第一奈良県立大和中央高等学校の項を次のように改める。

奈良県立大和中央高等学校	大和郡山市筒井町 一二〇一	定時制	普通

別表第一奈良県立磯城野高等学校の項中「ライフデザイン」を「ファッションクリエイト」に改め、同表奈良県立十津川高等学校の項中「普通」を「総合」に改める。
別表第三奈良県立宇陀高等学校の項中「介護福祉科」の下に「ラヒホイタヤ科」を加え、同表奈良県立奈良南高等学校の項中「建築学科」の下に「建築士養成科」を加える。

別表第五奈良県立青翔中学校の項の前に次のように加える。

奈良県立国際中学校	奈良県立国際高等学校
-----------	------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第五条第二項、別表第一奈良県立山辺高等学校の項、同表奈良県立大和中央高等学校の項及び別表第三奈良県立奈良南高等学校の項の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一に規定する奈良県立磯城野高等学校の全日制の課程のライフデザイン科及び奈良県立十津川高等学校の全日制の課程の普通科にあつては令和七年三月三十一日までの間、同表に規定する奈良県立奈良商工高等学校の定時制の課程の機械科及びビジネス科にあつては令和八年三月三十一日までの間、同表に規定する奈良県立大和中央高等学校の通信制の課程の普通科にあつては令和九年三月三十一日までの間、この規則による改正後の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一の規定にかかわらず、なお存続するものとする。

- 3 令和九年三月三十一日において奈良県立大和中央高等学校の通信制の課程の生徒であつた者は、同年四月一日において奈良県立山辺高等学校の通信制の課程の生徒となるものとする。